

埼玉県における飼料用水稻の取り組み状況について

埼玉県農業技術研究センター 石井博和

1 はじめに

埼玉県における飼料用イネの取り組みは、昭和53年からである。この年に始まった水田利用再編対策事業で、「青刈飼料稲」を含む飼料作物に対し、麦・大豆と同様の有利な助成措置が設定された。このため県では、青刈飼料稲を麦・大豆及び飼料用トウモロコシ等の作付けが困難な水田における主たる転作作物と位置づけた。以来、県では市町村や農協等の関係機関と協力しながら、耕畜連携による飼料用イネの推進を図ってきたので、その取り組みを紹介する。

2 取組状況

(1) 飼料用米

ここ10年ほどで急速に栽培が拡大し、平成28年の作付面積は約2,850haであった。制度の変更等による

浮沈が激しく、平成25年には備蓄米の購入数量が増加したために飼料用米は減少し、平成27年には前年に米価が下落したため大幅に増加した(図-1)。この傾向は、全農スキームで大きく、地域内流通は比較的安定している(図-2)。また、近年は商系スキームが拡大している。地域内流通での利用は、養鶏と養豚がほぼ同量で大部分を占め、肉用牛や乳用牛への給与もみられる(図-3)。多収品種や麦間直播栽培を導入して、低コスト化を図る事例がみられる。

(2) WCS用飼料イネ

本県のWCS用飼料イネの栽培は、全国の中では早くから始まり、近年は100ha強で推移している(図-4)。生産利用形態としては、耕種農家が栽培から収穫調製まで行う(約50%)、畜産農家がすべて行う(約35%)、耕種農家が栽培、畜産農家が収穫調製を行う(約15%)

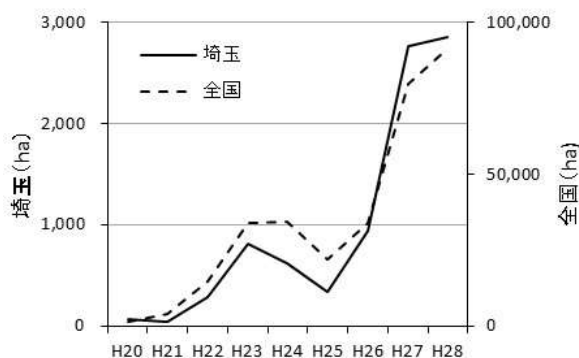


図-1 飼料用米の作付面積の推移
※農林水産省調べ、H28年は9月15日現在

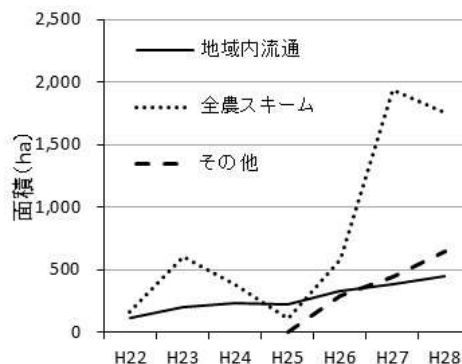


図-2 飼料用米作付面積の流通形態別内訳
※県畜産安全課調べ

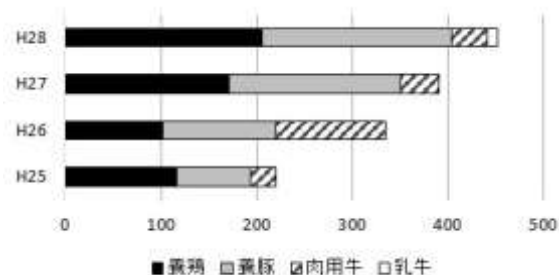


図-3 飼料用米地域内流通畜種別利用内訳 (ha)
※県畜産安全課調べ

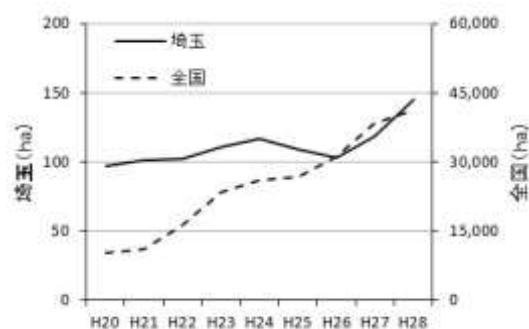


図-4 WCS用飼料イネの作付面積の推移
※農林水産省調べ、H28年は9月15日現在

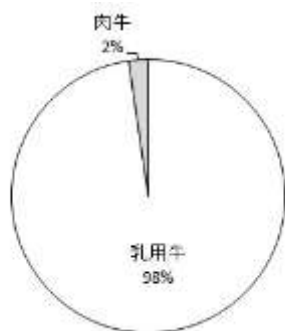


図-5 WCS用飼料イネの畜種別利用内訳
※平成28年、県畜産安全課調べ

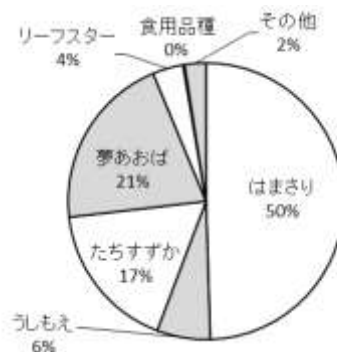


図-6 WCS用飼料イネの品種別作付割合
※平成28年、県畜産安全課調べ

の3つに大別できる(県畜産安全課調べ)。また、生産物の大部分は乳用牛に給与されている(図-5)。県では関係機関と協力して多収な専用品種の利用、湛水直播栽培の導入、牛糞堆肥や牛尿の施用、専用収穫機の導入などを積極的に支援し、技術の定着を図っている。また、飼料イネを給与した限定牛乳や牛肉の販売等積極的な展開もみられた。

(3) WCS用飼料イネ専用品種の変遷

飼料イネ専用品種の育成は、昭和51年に始まり、昭和59年に「はまさり」と「くさなみ」の品種登録を行った。「はまさり」は栽培性や嗜好性の良さから現在でも本県の主力品種である。また、平成18年には「はまさり」より多収で、湛水直播にも適した「うしもえ」を育成し、旧妻沼町を中心に普及を図った。近年は、茎葉の糖分が多いために発酵品質に優れ、消化性も優れた高消化性高糖分飼料イネ「たちすずか」の現地実証を行い、好評を得ている。しかし、「たちすずか」は本県で発生が多いイネ縞葉枯病に罹病性であるため、同病に抵抗性を有し栽培性や収量性等は「たちすずか」並である「つきすずか(中国飼219号)」の導入について、現在は検討を進めている。なお、平成28年の品種構成は図-6のとおりであった。

3 WCS用飼料イネの流通優良事例

(1) 旧妻沼町の事例

旧妻沼町善ヶ島地区では、平成元年、灌排水施設整備事業の導入要件である転作を達成するため、各種条件をクリアしやすい作物として夏作は飼料用イネを選択した。播種から落水までを耕種農家が行い、町

内の酪農農家が牧草収穫体系で収穫調製した。耕種農家に関しては、地権者全員で転作協議会を組織し、土地利用の合意形成や飼料用イネ栽培の作業計画を行った。また、地権者は耕うん後の水田を協議会に預託、その後の作業は全戸出役を原則とした共同作業を実施し、飼料用イネの収益を地権者に労賃で還元する体制を確立した。県としても、直播栽培、尿素処理、ロールベアラ+ロールラップによる収穫調製体系などの現地実証を行い、地域に適した省力低コスト生産体系の組み立てを支援した。このような取り組みの結果、町内の古江原地区にも飼料用イネによる集団転作が波及し、両地区とも現在でも飼料用イネの生産流通が継続している。なお、両地区の平成28年の栽培面積はそれぞれ約10haで、品種は「はまさり」、「うしもえ」及び「たちすずか」であった。

(2) 美里町の事例

美里町では、耕種農家ベースのコントラクタにより、飼料用イネの栽培から収穫調製までが行われている。彼らは、近隣酪農家を対象に実需者の要望に即した製品を供給し信頼関係を築いているため、制度の変更に左右されない強い契約基盤が確保されている。このため、安心して収穫調製機械の導入や更新が可能となり、15年近く継続して飼料用イネ栽培を実施している。なお、平成28年の栽培面積は約37haで、品種は「はまさり」、「夢あおば」及び「リーフスター」であった。

4 おわりに

埼玉県では古くから飼料用イネ栽培に取り組んできたが、制度の変更や食用米の価格変動のたびに浮沈

を繰り返してきた。特に、機械を整備せずに収穫調製を公社等の第三者に委託してコストダウンが図りにくい場合や、耕種農家と畜産農家の関係が希薄な郡域を超える流通事例は、比較的短命であった。

酪農家の減少が著しい昨今、市町村や郡にとどまらず、場合によっては県を超えた広域流通も必要となるであろう。この時に、耕種農家と畜産農家を取り持つコーディネーター機能が、成否の鍵を握ると考える。



写真一 前作の麦生育中に牛糞堆肥を散布（旧妻沼町）



写真二 牛糞尿を追肥に利用（旧妻沼町）



写真三 牧草体系による収穫（旧妻沼町）



写真四 コンバイン型専用収穫機による収穫（美里町）



写真五 飼料イネを給与した限定牛乳（左、中）
※現在は右に統一されている



写真六 はまさり牛
※生産者がリタイアしたため、現在は生産されていない。